

# 第23回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第22回定例会

平成28年2月26日

開会 13時30分 閉会 14時44分

出席委員 (19名)	会長	小林茂徳	会長代理	渡邊登司美
	1	清水洋	13	山崎正勝
	2	上原勉	14	花岡豊一
	3	土屋武道	15	白倉令子
	5	伊藤義一	16	柳沢家保
	6	関直茂	17	依田隆喜
	7	竹重文昌	18	戸田幸江
	8	依田喜巳男	19	長岡政直
	11	小林和恵	20	渡邊重昭
	12	渡邊幹夫	21	田口千秋

欠席委員 10 滝沢辰己

議事録署名委員 8 依田喜巳男 11 小林和恵

出席職員 (3名)	農業委員会事務局	
	事務局長	金井 泉
	次長	柳澤秀夫
	事務局	滝澤友一郎

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画について  
第16回農業経営改善計画認定審査会

※ 会場 庁舎別館4階 第一会議室

渡邊登司美会長代理 どうもお疲れ様でございます。このところ暑かったり寒かったりということで、早春という言葉も歌詞に出てくるこの頃でございます。それでは、ただいまより第23回農業委員会定例総会を開催いたします。

小林茂徳会長 皆さんこんにちは。日差しも大分春めいてきたなという感じではございますが、まだまだ朝夕大変寒くて大変な時期でございます。そろそろ3月の声も聞きますので、各位におかれましては、そろそろスイッチ ON というところでしょうか。さて、先日の19日の日に私と渡邊代理、依田隆喜農政副部会長と市長宛に建議を提出させていただきました。優良農地も確保し、緑豊かな田畑を守って、実り多き農村の維持を実現するためにご協力をお願いして参りました。我々農業委員も行政とともに東御市の発展に関わりたいという旨を伝えて懇談させていただきました。建議内容につきましては、12月の定例会において建議書の内容を検討させていただいておりますので、またそちらの方も一読していただければと思います。

なお、市長からは、3月中にご回答をしたいと言うお話がございました。

本日も慎重審議ということで、スムーズな議事進行をお願いしまして挨拶に代えさせていただきます。

本日の議事録署名人の指名をいたします。8番の依田喜巳男委員、11番の小林和恵委員をお願いしたいと思います。

それでは議事に入ります。議案第1号農地法3条の規定による許可申請について事務より説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案についてご説明させていただきます。3条の関係でございますけれど、今月は2件ございます。2件とも競売物件の議案でございます。12月の定例総会の際に3条の買受適格者証明というものをご審議いただきましたが、その後入札がされ、今回本申請があがってきております。裁判所の入札が1月20日に行われました。まず1番でございますが、〇〇の〇〇さんという方です。〇〇〇の〇〇を2番の〇〇さんが落札しまして、本日の本申請となっております。3条については、以上でございます。

議長 はいありがとうございます。それではこれより担当員の説明をお願いします。まず番号1番の案件を8番依田委員お願いします。

8 依田（喜）委員 それでは説明させていただきます。事務局から説明がございました

〇〇さんの件でございます。場所は〇〇というか〇〇との境で、地籍は〇〇というところでございます。これは、〇〇のハウスの跡でございます。現在解散しておりますので、個々にハウスは持分で所有されておりました。特に問題はありませんので、よろしくご審議をお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1番の件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

それでは無いようですので採決をさせていただきます。番号1番の案件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。

続きまして、番号2番の案件につきまして、同じく8番依田委員より説明をお願いします。

8 依田（喜）委員

それでは説明します。これは田ですけれど、地図は左上のほうに〇〇の〇〇とございますが、斜線の入っている部分だけでございます。現状で言いますと一枚の田の半分だけが競売にかかったということでございます。田がずっとありますが、半分山に近い状態で荒廃地になっております。この方はここで耕作していくということです。用水のほうにもすでに手続きがされておりました。用水費が今後絡んできますので、用水組合の浚いとかがございますのでその旨も説明しておきました。よろしくご審議をお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2番の件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

それでは無いようですので採決をさせていただきます。番号2番の案件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。

続きまして、議案第2号農地法5条の規定による許可申請について事務より説明をお願いします。

事務局

5条について説明させていただきます。まず一番です。地図で言いますと3ページでございます。こちらは〇〇の地籍になります。申請事由としましては、住宅敷地となっております。申請人の関係でございますが、親子となっております。お父さんの土地にお子さんが住宅を建てるということでございます。お子さんは現在〇〇しており、農振を除外してお父さんの土地を借りて家を建てるという案件になって

おります。

続いてに2番でございます。場所としましては〇〇になりまして、こちらも一般住宅になります。譲受人ですが、ご夫妻となっております。〇〇さんが譲渡人の〇〇さんとなっております。〇〇の土地を〇〇が〇〇から土地を借りまして住宅を建てるということでございます。

3番でございます。地図は5ページになります。場所的には国道の下になります。〇〇がありまして、南に〇〇あります。それよりさらに南になります。こちらに宅地分譲〇区画の計画です。〇〇さんですが、昨年の〇〇にも同じ〇〇で宅地分譲の農地転用許可を受けています。そちらが全部完売したこと、東御市内で住宅の需要が多いということで今回の申請となったとのことです。

4番でございます。地図は6ページになります。場所は〇〇の〇〇となります。〇〇が右下のほうにありまして、そこから300mぐらいの場所になります。こちらで太陽光パネルを300枚ほど設置したいということでございます。

続いて、5番になります。5番も太陽光の申請となっております。場所としましては、〇〇の〇〇地区になります。地図がわかりづらいのですが、斜線の引いてある2箇所が農地となっております。その周辺が山林ですとか原野が含まれておりまして、山林と原野また農地を含めてメガソーラーをやるという申請になっております。

周辺への説明とか、地元区への説明とか同意を得ているということでございます。

6番になります。地図は8ページです。先月、〇〇の太陽光パネルの審査をいただいた件でございます。県知事の審査において、パネルの面積に対して転用する敷地の面積が過大ではないかという指摘がございまして、1回取り下げとなりました。

今回、太陽光パネル部分の変更はありませんが、パネル以外の部分を〇〇の資材置き場及び駐車場敷地ということで、太陽光以外の部分については違う用途で使いたいということで、土地の有効利用を図っていきたいという申請に変わっております。

7番と8番になります。7番と8番は同じ土地の申請となっております。まず8番から説明させていただきます。地図は10ページとなります。こちらの地図の筆を〇〇が建売住宅敷地にしたいという申請になっております。9ページと10ページを見比べてみてください。ちょっとした部分を〇〇の〇〇さんが譲り受けて土地をちょっと広くしたいという要望があり、この部分を〇〇さんが譲り受け住宅敷地にするとということです。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、これより担当員の説明

をお願いします。まず、番号1番の案件を1番清水委員をお願いします。

1 番清水委員

資料のほうの3ページでございます。〇〇から200mほど入ったところでございます。図面の中の〇〇さんのお宅になります。〇〇さんと〇〇さんは親子で〇〇さんは〇〇のほうに勤務されており、子供が生まれたのを機にこの場所に住宅を建てて住みたいということでございます。隣接地の方々への説明とか下水や日照あと田への進入路等の配慮もしてありますので別段問題ないと思います。ご審議をお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1番の件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

それでは無いようですので採決をさせていただきます。番号1番の案件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。

続きまして番号2番の件につきまして6番関委員をお願いします。

6 番関委員

ただいま事務局より説明がありましたが、申請人は親子であります。現在、〇〇さんは〇〇に居住しておりますが、借家住まいで家族が増え手狭なため、新たに住宅を探しておりましたが、なかなか見合った場所が見つからず、最終的に実家の傍がよいということになりまして今回の申請に至ったということであります。

隣接地の方の立会いの下、同意もいただいておりますのでよろしいかと思えます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2番の件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

それでは無いようですので採決をさせていただきます。番号2番の案件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。

続きまして番号3番の件につきまして2番上原委員をお願いします。

2 上原委員

はい、それではお願いします。位置の図面は、5ページの〇〇、その上が国道18号でございます。下のほうに斜めに走っているのが県道東部望月線です。ちょうど国道と県道望月線の間にあるような場所でございます。図で見ますと専用道が無いように見えますが、事務局

から説明がありましたが、申請人が今回の場所の右側で住宅地を造成しまして、申請地につながる道路がすでにできています。申請地の右側に3区画、申請地の下側は申請者が違うのですが、8区画の分譲地ができている状態です。譲渡人の〇〇さんは〇〇で〇〇ので順次土地を処分しているところです。〇〇さんに昨年の〇の申請時に説明を受けたところでございますけれど、うちの土地もどうかということで〇〇さんと話しをして同意に至ったとのこと。現状〇〇ということで、作ってくれる方もいなくて休耕地状態でありますので特に問題はないかと思しますのでご審議をお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは番号3番の件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。番号3番の案件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号4番の件につきまして19番長岡委員をお願いします。

19番長岡委員

説明いたします。資料の6ページをご覧ください。事務局から位置的な概要は説明があったわけでございます。〇〇から約300m位上がったところでございます。この場所で転用事業者である〇〇が太陽光、自然発電事業に昨年からは着手し始め収入の安定を図っていくと。現在の代表の方は〇〇の出身だそうで、坂城、上田、東御、東御ではすでに1箇所太陽光発電を行っているということでありまして、太陽光の条件の非常によい東御市でさらに拡大を図っていきたくということで、地主の〇〇さんと同意に至ったということでございます。申請地の周辺を調査したところ、周りはほとんど農地になっている場所でございますけれど、周辺の方の同意を得ているということでございます。接続道路が図面上は無いわけですが申請地の右側は空き家になっております。宅地になっているわけですが下側のところに2m程の赤線があります。工事のときはこれでは不十分ということで、現在宅地になっている一部をお借りして、工事期間中は利用したいということでございます。状況から見て特段問題はないかと思しますので、ご審議をお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4番の件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

それでは無いようですので採決をさせていただきます。番号4番の案件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。

続きまして番号5番の件につきまして15番白倉委員お願いします

15番白倉委員

ページは7ページをご覧ください、住宅地から少し外れた農地です。今は耕作されていない状態ですが、それほど荒れているわけではなく起こしてはいたようですけれど、お二人の方は高齢で耕作できなくなってきている状況です。すぐ右側は〇〇になる場所で〇〇でも外れのほうになります。〇〇さんですが、〇〇さんが〇〇さんをやっている〇〇さんが太陽光発電事業を手がけたということです。いろいろなところで事業計画を上げたのですが、いろいろな業者が入ってきてたまたまこの〇〇の場所ができるということで、申請したということです。

議長

はい、ありがとうございます。それでは番号5番の案件につきましてご意見ご質問等ある方は挙手をお願い致します。質疑なければ採決に入ります。この件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員の賛成を持ちまして決定とさせていただきます。続きまして番号6の件につきまして、14番花岡委員お願いします。

15番花岡委員

よろしくをお願いします。事務局から説明のありましたとおり、先月、審議を受けたわけでありますけれど、太陽光パネルの設置場所が変形した北側に設置する予定で設計されておりましたが、南側が空いた形で土地を利用するという事で転用面積が広すぎるということのようです。

今回、資材置き場やダンプなどの駐車場や通路ということで、申請理由を変更して再申請という形となっております。よろしくご審議をお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは番号6番の案件につきましてご意見ご質問等ある方は挙手をお願い致します。質疑なければ採決に入ります。この件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員の賛成を持ちまして決定とさせていただきます。それでは番号7と8につきましては関連性がありますので、一緒に進めさせていただきます。6番関委員より説明をお願いします。

## 6 番関委員

説明させていただきます。7・8番につきましては、譲渡人は〇〇でございます。まず後先になります、資料10ページからお願いします。場所は、〇〇の信号から100メートルくらい上がったところでございます。転用事業者の〇〇さんより住宅分譲する土地が欲しいという要望がありました。譲渡人も水田として使っていましたが、もともと水路がなく、使い勝手の悪い水田で時には悪水が流れてきて苦労していると、また周囲は住宅で日照時間も限られてきているということで、両者の声が一致して今回の件となったとのこと。

次に7番の件ですが、地図の9ページの同じ土地の右下の部分ですが、〇〇さんが自分の敷地の延長として利用したいと申し出て、地図では細かく記入されてはいませんが、実際には右上から左下にかけて斜めに境がありました。使いやすいようにと四角に分譲していただき、利用したいということで今回の申請になりました。以上特に大きな問題はないかと思しますのでご審議のほどお願いします。

## 議長

はい、ありがとうございます。それでは番号7・8番の案件につきましてご意見ご質問等ある方は挙手をお願い致します。質疑なければ採決に入ります。この件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員の賛成を持ちまして決定とさせていただきます。全体で何かありますでしょうか。

## 3番土屋委員

要望ですけれど、3条5条の図面位置図の関係で、周りが田んぼや畑の場合、位置的にはここだとわかるのですが、周りが農地、田とか畑とか、5条あたりになってくると進入路がどういうふうにあるのか、もう少し詳しく状況説明ができるような図面があればなと思うわけですが、事務局の方でご検討いただければと思います。

3条でも場所はただわかりますけれど、その周りが果たして農地なのか宅地なのか山なのか何かよくわからない。或いは、進入路がどういうふうにあるのか。周りがどうなのか全然わかりませんので、担当委員はわかると思いますが、他の委員がわかりませんので、何かもう少し上手い方法を考えていただければ、説明資料として提出していただけないか。要望としてお願いしたいと思います。

## 議長

できれば、拡大地図でも付けていただければ位置関係もはっきりわかると思います。後はお話がございましたとおり、周りの環境整備も含めて地図からすぐ理解できるようなという意見でございました。よ

ろしくお願いします。それでは議案第3号農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

担い手支援担当 はい、今月の農用地利用集積計画ですが、全件で38件、86筆、98,692㎡、すべて利用権設定でして、新規の利用権設定が12件、24筆、26,635㎡、再設定の利用権が11件、32筆、46,519㎡です。特に説明するような事案はありません、ご審議の方よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問等ありましたら出していただきたいと思います。12番渡邊委員。

12 渡邊委員 6ページ、最後ですけれど、担当は清水委員になろうかと思います。教えていただきたいのですけれど、〇〇さんと〇〇さんの関係ですけれど〇〇ですよ。こういう関係で農地利用集積の中にあげて10年間賃貸しますよ。どういう理由なのでしょう。これをやることによって、条件的に上手い融資を受けられることがあるのでしょうか。普通〇〇でやっているのと全然関係ないような気がするのですが、ここにあげてきた理由をちょっと教えていただければと思います。

担い手支援担当 そういう詳しい内容は聞いておりません。あるとすれば、農業者年金の経営移譲年金が関係しているのではないかと思うのですが、あくまでも推測ですが

12 渡邊委員 農業者年金の関係であれば、経営委譲すればいいわけでありまして、農地集積に上げてくる理由を教えてください。私にはわかりませんが、何かメリットがあるのかどうか。

担い手支援担当 今現在わからないので、また調べてからご回答したいと思います。

議長 今までの質問に対しては、次回の定例会において事務局より回答をお願いしたいと思います。

他に何かご意見ご質問がございますでしょうか。無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。

議長 続きまして第16回農業経営改善計画認定意見聴取について事務局

より説明をお願いします。

認定農業者担当

農業経営改善計画認定審査意見聴取ということで、今月につきましては4件ということでございます。まず一件目でございますけれど〇〇さん〇〇さんでございます。更新ということで、〇〇につきましては、水田または畑作の複合経営ということでございます。水稻、麦、そば、大豆、作業を委託ということで、〇〇アールの現状面積の経営をしております。5年後の目標は〇〇アールまで拡大していくということでございます。資料2ページ目のところがございます所有地及び借入地につきましては、ここに掲げてありますとおり畦畔も含む面積となっております。その他の内容につきましては、今までどおりということでございまして、労働力につきましても現状と同じということです。地元の中で積極的に農業もやられている方でございます、若き経営者、あとお父さんと一緒にやられているということで、皆さんご承知のとおりということでございます。

議長

はい、ありがとうございます。ただ今の件につきまして担当委員よりご意見をいただきたいと思っております。8番依田委員をお願いします。

8番依田委員

説明させていただきます。現在トラクターがあるのですが、減価償却の関係でここには載せてございません。機械類についてはぼちぼち替えていかなければいけない。頭が痛いと言っていました。経営内容につきましては結構厳しいらしいです。米が安いからね。今年から〇〇に力を入れていて、やりたいという希望があるらしくて、〇〇を作るには機械も買わなければいけないと、〇〇くらいするらしいのですが、有名な八重原米で〇〇でやっている〇〇なのですけれど、内情はなかなか苦しいらしいですね。圃場がなかなかまとまらなくて八重原台地ではつらいところです。頑張ってやっておりますのでよろしくをお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。農業委員会の方から委員として何かがご意見等ございましたら、出していただけたらと思っております。それでは、特にないようですので、よろしくをお願いします。続きまして、番号2の〇〇さんの関係について事務局より説明もをお願いします。

認定農業者担当

では番号2でございます。申請者につきましては、〇〇で経営されている〇〇さんでございます。営農類型は肉牛及び水稻ということでございまして、申請書をご覧くださいますと和牛の繁殖また出荷ということで、あと WCS 牧草をとという内容でございます。経営面積は〇

○アールです。牛の方の出荷等肥育の方もやられているということで、そこらへんの数字が増えているという状況になっております。その他の関連ということで、〇〇さんは、〇〇の製造もやっているということです。ということで地元の皆さんとの連携も〇〇を通じて密になっているということです。機械等変更がないということで、これまでの経営とほぼ同じというところですか。労働力〇〇ということでもありますけれど、臨時雇用の方が〇〇いらっしやって非常に厳しい状況だとおっしゃっていましたが、何とか目標の〇〇の所得を目指して頑張っているという状況でございます。簡単ではございますが以上です。

議長

はい、ありがとうございます。ただ今の件につきまして担当の依田委員より補足説明とご意見をいただきたいと思っております。

8番依田委員

これとって、注文はありませんけれど、ひたすら頑張っております。耐えて頑張っております。よろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。農業委員会の方から委員として何がご意見等ございましたら、出していただけたらと思っております。それでは、特にないようですので、よろしく申し上げます。続きまして、番号3の〇〇の関係について事務局より説明も申し上げます。

認定農業者担当

3番になります。〇〇さんでございます。住所地は上田市になっておりますが、実際の事務所につきましては、〇〇となっております。〇〇を筆頭にやられているということでございます。〇〇ということで、営農類型につきましては、多岐にわたっております。実際に上田市でも、認定農業者の認定を受けております。東御市の方でも農業関係の契約だとか。市内の農業のいろいろな形の中で取り組んでいく中で、認定農業者を取っておくべきだということで今回の申請に至ったわけでございます。

作物に関しては、ご覧のとおり多岐にわたっております。それぞれ上田市、東御市、青木村それぞれに田畑がある中で、合計で〇〇ヘクタール、目標では〇〇ヘクタールであります。年間の農業所得につきましては現状〇〇、目標につきましては〇〇でございます。これについては比較的経営規模が大きい、損益決算をしっかりとっているということで、認定農業者の所得要件に関しては、〇〇さんには、適用しにくい部分があります。これだけの経営をされて規模を拡大をしていきながら、地元の農業にも貢献しているという状況の中で認定をしていくものということでお願いしたいと思っております。

議長

はい、ありがとうございます。ただ今の件につきまして担当の柳

沢委員より補足説明とご意見をいただきたいと思います。

16番柳沢委員

ただいまの説明のとおりでございますが、〇〇は、〇〇の〇〇になっております。現在の社長は〇〇さんが代表になっております。以下〇名が経営に当たっております。あとここにありまして常時雇用と臨時雇用で働いてもらっているということで、区域としましては、東御市、上田市、青木村全域にわたって〇〇の関係でやっております。全般的に苗作りから果樹、野菜の苗等々から始まって東御市の〇〇の上のほうではくるみ、リンゴ、ブドウ等を作ったり、ブロッコリも大きくやっているようでございます。先程も説明がありましたとおり認定農業者につきましては、現在上田の方で申請中のことで、あと青木村で25日に認定をいただいたそうです。細かいところは何とも言えないのですが、ここにあるような状況でやっております。昨日〇〇があったわけですが、その席で〇〇が再生活用に取り組んで、遊休農地の解消に貢献したということで、遊休農地活用功績者表彰というのをいただいたそうです。いろいろ部門がありますが、〇〇は〇〇賞をいただいたそうです。これが1番最高の賞だそうです。県の段階でこれをいただいて、これから遊休農地活用功績者賞をもらった団体が全国でまた審査があり、表彰を受けるそうです。

議長

はい、ありがとうございました。農業委員会の方から委員として何かがご意見等ございましたら、出していただけたらと思いますが。

21番田口委員

〇〇表彰までもらっているということですが、現状所得が〇〇という経営ですか、それで目標が〇〇ということですが。たいぶ規模も大きいですし、これでいいんですか。

認定農業者担当

売上につきましては、26年の3月1日までの決算ということで、売上高につきましては、〇〇の売り上げがありました。その中でいろいろな管理費または人件費、いろいろなものを含めて計算いたしますとその数字になってきているということです。

議長

他に何かご質問がありましたら、出していただけたらと思いますが。それでは特に無いようですので、続きまして番号4の〇〇さんの関係について事務局より説明もお願いします。

担い手支援担当

〇〇さん〇〇の〇〇にお住まいです。今回新規での申請です。〇〇さんにおかれましては、〇〇により〇〇して、お父さんの農業を引き継いで来ているところです。認定農業者の方も地元の方から認定を受けた方がいいんじゃないのというアドバイスを受けて今回申請するに

至ったわけです。営農類型につきましては、稲作の単一経営ということでございまして、水稲が〇〇アール、目標が〇〇アールとなっております。

農業所得につきましては、現状〇〇ということでございますが、今回機械を購入されまして、減価償却費でかなり数字が取られたということでございます。目標については、〇〇という中で、しっかり5年先の経営なども出されてきておりまして、事務局の方では確認しているところですので。作業受託というか育苗をやられているということでありまして、付け加えさせていただきます。従業員の方ですが、家族経営ということでございます。臨時雇用も入れまして目標の〇〇を目指しているところですので。年齢も〇〇歳ということで、まだまだこれから非常に期待の持てることと、非常に地域との結びつきも強い方でございます。問題ないと判断しております。

議長

はい、ありがとうございます。それでは担当委員の補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。11番渡邊委員をお願いします。

11番渡邊委員

事務局の方で言われたとおり、〇〇に〇〇まして、親の跡を継いだということですので。水田につきましては、前向きにやっております。乾燥施設につきましては、長年使っております、そろそろ更新をしていかなければならない状況です。そのような状況の中で、認定を受けたいということだと思います。米だけでは厳しいという中で、〇〇地区で、スイートコーンなどの作付けもできれば、いいんではないかと思っております。

議長

はい、ありがとうございます。何か委員さんの方でご意見等ございましたら出していただきたいと思います。特にないようですので、これにて第16回農業経営改善計画認定意見聴取のほうは終了させていただきます。ありがとうございます。

事務局

先ほど、渡邊委員からの質問ですが、ページで言いますと6ページになります。〇〇の関係で利用権設定という理由でございますが、単純な利用権設定でございます。特に農地の中間管理機構とかを利用するものではございません。やる理由でございますが、農業者年金の経営委譲年金というのがありまして、10年間の利用権設定をしないと経営委譲年金の需給対象にならないということだと思われま。

11番渡邊委員

贈与しちゃえばいいんじゃないの。

事務局

経営委譲年金を受給するためのルールですので。贈与税の対象となるし、推定相続人全員の同意が得られるかわからないので、贈与して名義変更するのは難しいと思います。

議長

それでは以上で議事の方は終了とさせていただきます。全体を通してご意見等ございましたらお出しただければと思います。はい。特に無いようでございますので以上で終了とさせていただきます。慎重審議、スムーズな進行をありがとうございました。

渡邊登司美代理

それでは以上で第23回農業委員会定例総会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

14時43分

議事録署名人\_\_\_\_\_

議事録署名人\_\_\_\_\_